

平成28年9月5日

各 位

会社名 株式会社メディビックグループ
代表者名 代表取締役社長 窪島 肇
(コード番号 2369 : 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役社長 窪島 肇
(Tel: 03-5439-9691)

平成27年12月期有価証券報告書に係る訂正報告書に関する監査報告書の監査意見不表明等 に関するお知らせ

当社は、平成27年12月期の訂正後の連結財務諸表について意見を表明しない旨の監査報告書を受領し、平成28年12月期第1四半期の訂正後の四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 監査及びレビューを実施した監査法人の名称
フロンティア監査法人

2. 監査報告書及び四半期レビュー報告書の内容

(1) 平成27年12月期訂正有価証券報告書に関する監査報告書

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

継続企業的前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失、経常損失、当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを前連結会計年度まで5期間以上継続して計上しており、当連結会計年度においても営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、この結果、債務超過となっている。また、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上するに至っており、十分な営業活動資金の確保が確実ではない状況にあり、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対す

る対応策は当該注記に記載されているが、現時点において事業の遂行に必要な資金調達の見途が立っておらず、具体的な計画は提示されなかった。

したがって、当監査法人は、経営者が進めている対応策についての監査証拠等、継続企業を前提として連結財務諸表を作成することに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することが出来なかったため、連結財務諸表に対して意見を表明しない。

(2) 平成 28 年 12 月期第四半期報告書に関する四半期レビュー報告書

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、「結論の不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

結論の不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを前連結会計年度まで継続して計上しており、当第 1 四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、この結果、債務超過となっており、十分な営業活動資金の確保が確実でない状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、現時点において事業の遂行に必要な資金調達の目処が立っておらず、具体的な計画が提示されなかった。

したがって、当監査法人は、経営者が進めている対応策についての監査証拠等、継続企業を前提として四半期連結財務諸表を作成することに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、「結論の不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

結論の不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを前連結会計年度まで継続して計上しており、当第 1 四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰

属する四半期純損失を計上し、この結果、債務超過となっており、十分な営業活動資金の確保が確実でない状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、現時点において事業の遂行に必要な資金調達の見込みが立っておらず、具体的な計画が提示されなかった。

したがって、当監査法人は、経営者が進めている対応策についての監査証拠等、継続企業を前提として四半期連結財務諸表を作成することに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

3. 訂正有価証券報告書に係る監査報告書及び四半期レビュー報告書の受領日

平成 28 年 9 月 1 日

4. 背景及び概要

当社は、平成 28 年 9 月 1 日付「過年度の有価証券報告書等および決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、平成 28 年 8 月 15 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて受領した調査報告書に基づき適切な会計処理を行うことで、過年度における有価証券報告書及び四半期報告書にかかる訂正報告書を提出すると共に、訂正決算短信の開示を行い、平成 28 年 12 月期第 2 四半期の決算短信の開示を行うこととしていました。

当社は、訂正を要する当該会計期間のうち、平成 27 年 12 月期及び平成 28 年 12 月期第 1 四半期につきまして、当社は、継続企業の前提注記に記載のとおり営業損失、経常損失、当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを前連結会計年度まで 5 期間以上継続して計上しており、当連結会計年度においても営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、この結果、債務超過となっている。また、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上するに至っており、十分な営業活動資金の確保が確実ではない状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況に対する対応策は当該注記に記載しておりますが、現時点において事業の遂行に必要な資金調達の目途が立っておらず、具体的な計画は提示することが出来ない状況であります。そのため、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」を記載しております。

5. 今後の方針

当社といたしましては、今回の監査法人の意見不表明に至った事由を早期に解消すべく新たな資金の確保及び事業における収益の改善に努めて参ります。

このような事態になり、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

以上